

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設する I G L 居宅介護支援事業所シャレー（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 I G L 居宅介護支援事業所シャレー
- 2 所在地 広島市安佐南区上安六丁目 31 番 2 号

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤・介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 3 名（常勤 3 名 内 1 名管理者兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日まで（日曜日・1月1～2日は休み）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第6条 事業所の通常の事業の実施場所は、広島市内の安佐南区域・安佐北区域とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所 相談室、利用者宅
- 2 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）
- 3 サービス担当者会議の開催場所 事業所所在地 相談室、利用者宅 等
- 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1 回以上／月

（指定居宅介護支援の内容）

第 8 条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成
- 2 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- 3 その他の便宜の提供

（利用料）

第 9 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えた地点から、訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程 1 キロメートル当たり 30 円を実費として徴収する。（小数点第一位切上げ）
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置）

第 10 条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 1 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- 2 組織運営の健全化
 - （1）介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。
 - （2）個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - （3）サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- 3 従業者の負担やストレスへの対応
 - （1）作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
 - （2）従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
- 4 チームアプローチ、従業者間の連携
 - （1）個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - （2）情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
- 5 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - （1）支援の内容が利用者等本位であるかを検証する。
 - （2）目標とする介護の理念を従業者間で共有する。
- 6 サービスの質の向上
 - （1）アセスメント結果に基づく、個別の状況に即した支援内容を検討する。
 - （2）アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得し、利用者本位の居宅サービス計画を作成する。
 - （3）認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得や制度についての研修の実施、研修の機会を確

保する。

- 7 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
- 8 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

（虐待防止に関する事項）

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待防止のための定期的な研修の実施
- （4）（1）～（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等）

第 12 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者又は利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の内容、目的及び身体的拘束等を行う時間帯、期間等を文書で説明を行い、同意を得る。
- 3 第 1 項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び関係職員等により検討会議を開催し、「緊急やむを得ない」要件を満たしているか、厳密に検討する。また身体的拘束等に関する経過観察記録を整備する。

（業務継続計画の策定等）

- 第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（賠償責任）

- 第 14 条 事業所のサービスの提供に伴って事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとする。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、事業所に対して、その損害を賠償するものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 15 条 従業員に対して、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、

その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

(苦情)

第16条 利用者は、介護支援専門員のサービスに対しての要望又は苦情等について苦情受付担当者に申し出ることができる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 安佐南区地域保健・医療・福祉推進連絡会議
- ② 安佐南区ケアプラン作成機関連絡会
- ③ 介護支援専門員更新研修
- ④ 主任介護支援専門員研修
- ⑤ その他の研修

2 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第18条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部を、平成29年 1月 1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成29年 9月 1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成30年 9月 1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成30年10月 1日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成30年12月 1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成31年 1月 1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、令和 2年 5月 1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、令和 2年 9月 1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、令和 3年 1月 1日より改正する。
- 10 この規程の一部を、令和 4年 4月 1日より改正する。
- 11 この規程の一部を、令和 5年 1月 1日より改正する。
- 12 この規程の一部を、令和 6年 1月 1日より改正する。
- 13 この規程の一部を、令和 6年 4月 1日より改正する。
- 14 この規程の一部を、令和 6年 6月 1日より改正する。
- 15 この規程の一部を、令和 7年 4月 1日より改正する。